

『フランス監査制度論』（同文館、2000年9月30日）

経営学部教授 伊豫田 隆俊

§1 プロローグ

本書は、これまで比較的等閑視されてきたフランスの監査制度について、その歴史的展開を踏まえながら、法的側面、実務的側面および今後の展開とわが国監査制度への影響といった3つの側面から包括的に検討したものである。とくにアメリカなどアングロ・サクソン型の監査制度や監査思考と対置しながら、その特質を明らかにしている点に特徴があり、いわゆる比較制度論的なアプローチにもとづく分析を行っている。また、近年とくにその統合の度合いを強めている EU 諸国の動向をも念頭に置きながら、そうした動向がフランス監査制度に及ぼしたインパクトをできるだけ詳細かつ正確に分析することにも主眼を置いている。

以下、その意義と特徴を簡単に紹介しておこう。

§2 『フランス監査制度論』の意義

もともと監査とは、「ある人の行為や業務を、それ以外の人が批判的に調査してその正否ないし適否を決定し、その調査を依頼した他の人にその結果を報告する」ことを目的として行われる。このような監査について、理論的・実務的レベルでこれを研究対象として取り扱うのが広義の監査論であるが、とくに会計監査論（あるいは財務諸表監査）という場合には、私企業を中心とする企業組織などの行った行為や業務のうち、主に会計にかかわる行為や業務に対する監査をその研究対象としている。今日、先進主要国では、会計数値が経済社会で果たす役割の重要性に対応して、企業による会計情報の開示やそれに対する監査の実施が各種の法律より義務づけられ、制度として行われていることは周知のとおりである。

ところで、もともと制度というものが各国の経済発展状況や社会的・文化的価値観それに歴史的要因によって規定されるものである以上、同じく会計・監査制度といっても、それらは多かれ少なかれ国ごとに異ならざるを得ない。監査制度についていえば、一般的に、それは英米を中心とするアングロ・サクソン型の制度と独仏を中心とするフランコ・ジャーマン型の制度とに大別されてきた。このうち前者については、とくに戦後のわが国証券取引法監査制度がアメリカの法定監査制度を模倣したものであるところから、これに関する研究はこれまで精力的に行われてきたし、他方、後者のうちドイツに関する研究についても、それが商法の監査制度に少なからぬ影響を与えてきたことから多くの研究者の関心を引きつけてきた。これに対してフランスの監査制度については、わが国に関する限り、これまでそれほど注目を集めることはなく、わずかな研究論文が散在するのみであった。その意味で、本書は、この分野におけるわが国最初の体系的な研究書であると自負している。

§3 むすび——『フランス監査制度論』の概要と特徴

さて、今日、会計・監査制度を語るうえで忘れてならないのは、企業経済活動の国際化に伴って進展している「会計基準および監査基準の国際レベルでの調和化（統一化）」である。わが国でも、この2・3年、とくに国際会計基準やアメリカの財務会計基準の影響を受けて企業会計原則などの大幅な改正がなされたが、それらは実際に企業の財務行動にも大きな影響を与えている。このような状況のもとで、これまで各国独自の要因にもとづいて発展してきた制度を国際レベルで統合していくということが、EU はじめ世界各国で進められているのである。

本書は、こうした EU の動向を念頭に置きながら、フランス独自の会計・監査概念が他国のそれの影響を受けながらどのように変化してきたか、あるいは逆に他国にどのような影響を及ぼしたかにも着目しつつ、フランス監査制度の全体像を描き出しているのである。のみならず、そうしたフランスの行き方が、同じように国際レベルでの対応を迫られている日本にどのような示唆を与えるのか、私見を披瀝している。

内容的にはかなり専門的で特殊でもあるが、国際レベルで経済・経営の諸問題を考察するうえで欠くことのできない比較制度論的思考なり分析手法を学ぼうと、少なからず有用な視点を与えるのではないかと思っている。